

平成 26 年 3 月 11 日

弊社管理物件  
ご契約者各位

株式会社 常口アトム

消費税法改正に伴うお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ご承知のとおり平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が現在の 5%から 8%に引き上げられることとなりました。

つきましては、弊社における消費税率等の取り扱いを、下記の通りご案内申し上げます。

法令に従うものではございますが、何卒ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

料金改定される内容

○テナント賃料	平成 26 年 4 月分より
○駐車場賃料・利用料	平成 26 年 4 月分より
<例> 平成 26 年 3 月分まで	10,000 円「9,524 円＋476 円 (5%)」
平成 26 年 4 月分より	10,285 円「9,524 円＋761 円 (8%)」
○証明書発行手数料	平成 26 年 4 月 1 日以降の引き渡しより
○その他	その他課税取引 平成 26 年 4 月分より
○弊社検針の公共料金	平成 26 年 4 月 1 日以降の 1 回目の検針まで 5% 2 回目の検針から 8% ただし、1 回目 が 6 月 1 日以降の場合は 8%

※居住用の家賃・共益費等には消費税が掛からないので、賃料に変更はありません。

ただし、その他課税取引に該当する別件請求項目は料金改定される場合があります。

なお、料金改定される賃料等のお支払いがあるご契約者様には、平成 26 年 3 月中旬頃までに個別にご案内させていただきます。

また、料金改定されないご契約者様には個別にご案内は致しませんので、ご了承ください。

以上